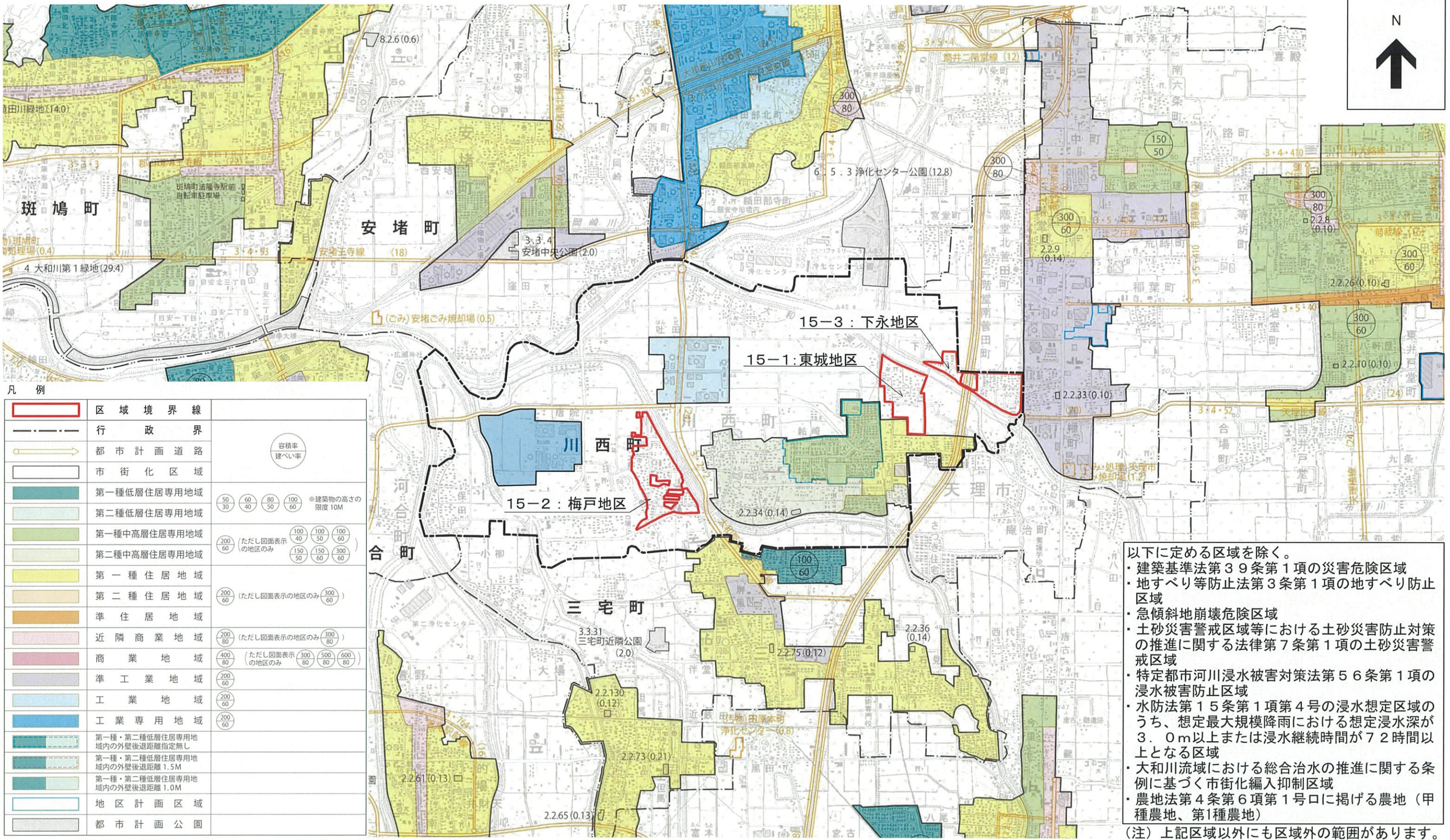
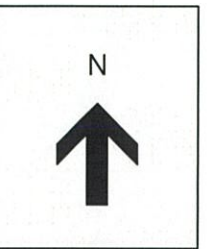


区域総括図

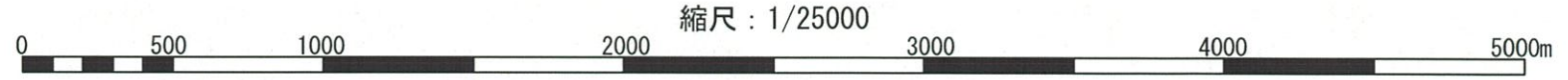


凡例

	区域境界線	
	行政界	
	都市計画道路	
	市街化区域	
	第一種低層住居専用地域	容積率 建ぺい率
	第二種低層住居専用地域	※建築物の高さの 限度 10M
	第一種中高層住居専用地域	50/30 60/40 80/50 100/60
	第二種中高層住居専用地域	100/40 100/50 100/60
	第一種住居地域	200/60 (ただし図面表示 の地区のみ)
	第二種住居地域	150/50 150/60 300/60
	準住居地域	200/60 (ただし図面表示の地区のみ)
	近隣商業地域	200/80 (ただし図面表示の地区のみ)
	商業地域	400/80 (ただし図面表示 の地区のみ)
	準工業地域	200/60
	工業地域	200/60
	工業専用地域	200/60
	第一種・第二種低層住居専用地域内の外壁後退距離指定無し	
	第一種・第二種低層住居専用地域内の外壁後退距離 1.5M	
	第一種・第二種低層住居専用地域内の外壁後退距離 1.0M	
	地区計画区域	
	都市計画公園	

- 以下に定める区域を除く。
- ・建築基準法第39条第1項の災害危険区域
 - ・地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域
 - ・特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域
 - ・水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨における想定浸水深が3.0m以上または浸水継続時間が72時間以上となる区域
 - ・大和川流域における総合治水の推進に関する条例に基づく市街化編入抑制区域
 - ・農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地（甲種農地、第1種農地）

(注) 上記区域以外にも区域外の範囲があります。
(区域図(参考)参照)



令和4年3月31日最終指定

